

竹ん子の会

ニュースレター

みふね

御船竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会

第30号 

竹ん子の会 会長 吉井博
電話 090-4473-7798

7月25日(金)第16回裁判は[判決]の予定でしたが、裁判及び判決は延期され、**8月8日(金)午前11時30分に変更となりました。**

当日は[弁論再開]となり、判決は後日となりますが、大変重要な裁判です。

是非傍聴に行きましょう！

みんなで

裏面に判決延期、弁論再開のQ&Aがあります。

第16回裁判を傍聴しましょう！



バスを用意いたします。

出発時間：平成26年8月8日(金) 午前10時10分

集合場所：御船町スポーツセンター駐車場付近

傍聴日程

- 10:10 集合・出発
- 10:55 到着・門前集会
- 11:30 弁論再開 (101号法廷)
- 12:10 裁判後報告会
(京町会館1F会議室・終了予定 13:00)
- 13:45 御船着・解散

* 昼食が必要な方は、各自ご準備ください。



Q：なぜ判決が延期になるの？

A： 住民側の主張を明確にする準備書面を提出することになりましたので、次回の裁判で弁論再開（準備書面の提出）となり、判決が延期になりました。

Q：どんなことを主張するの？

A： 大変申し訳ございませんが、主張の内容につきましては、その性格上、今はこのニュースレターに書くことが出来ません。
8月8日(金)の裁判後説明会で、弁護団より詳しくご説明いたします。

Q：いつまで判決が延期になるの？

A： 弁論再開といいますが、裁判が振出しに戻るわけではありません。現時点で、明確に「いつまで…」と言うことは出来ませんが、8月8日(金)の裁判で、判決日が言い渡される可能性もあります。
いずれにせよ、8月8日(金)の裁判で、いつまで判決が延びるか目安がつくと思われまます。

結審後の弁論再開は異例ですが、弁護士先生方とも協議をし、裁判を勝利に導くためには、判決延期となっても弁論再開するべきと判断し、裁判所からも認められました。

大変ご心配をおかけいたしますが、皆様のご理解ご協力、よろしくお願いいたします。

…大切にしたいこと…

- ・竹バイオマス問題の真相究明 
- ・「竹バイオマス問題がなぜ起こったのか」「このような問題が今後起こらないためにはどうすればいいのか」を住民目線で考える

平成26年度 ご支援のお願い！

竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会では、広く支援者を募っております。

正会員 一口月額1,000円(何口でも可) 賛助会員 一口1,000円(何口でも可)

会の口座【〒ばるる口座 記号17160番号33459351竹バイオマス問題住民訴訟原告支援者の会】

お問い合わせは、竹バイオマス問題住民訴訟原告・支援者の会事務局 電話090-4473-7798 まで

*会のホームページも是非ご覧下さい。 <http://takebio.mifune.org/>